

株 主 各 位

証券コード 1400

平成19年 7月14日

東京都新宿区西新宿七丁目22番36号

三井花桐ビル4階

株式会社アライヴ コミュニティ

代表取締役社長 福 岡 浩 二

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成19年7月30日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト [http://www.e-kosi.jp] にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、19頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年7月31日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル3階ホール
(会場が本年開催の定時株主総会と異なっておりますので、
末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
決 議 事 項
 - 第1号議案 株式併合の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を發行する件
 - 第4号議案 ストック・オプションとして新株予約権を發行する件
 - 第5号議案 取締役2名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブ  
サイト（アドレス <http://www.alive-com.co.jp>）に掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 株式併合の件

##### 1. 株式併合を必要とする理由

第3号議案「株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」で発行した新株予約権の行使による増資後の発行済株式総数の適正化も見据えて、実施したくご承認をお願いするものであります。

##### 2. 株式併合の方法

効力発生日現在の、普通株式の発行済株式総数について、10株を1株に併合いたします。ただし、併合の結果1株に満たない端数を生じた場合には、一括して売却処分し、その処分代金を端数の生じた株主に対して、その端数に応じて分配いたします。

##### 3. 株式併合の効力発生日等

株式併合の効力発生日 平成19年9月1日（土）

（ご参考）

(1) 株券提出期間 平成19年8月1日（水）～平成19年9月1日（土）

（ただし、実質上は8月31日（金））

(2) 株式併合に伴う売買停止期間

株式売買停止期間 平成19年8月27日（月）～平成19年8月31日（金）

株式売買再開日 平成19年9月3日（月）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

今後の当社の多様な事業展開に備えるため、当社の目的事項を追加するものであります。

2. 変更の内容

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                                        | 変更案                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2条 (目的)<br>当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. ~42. <記載省略><br><新 設> | 第2条 (目的)<br>当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br><現行どおり><br><u>43. 食料品・食糧品・コーヒー紅茶類・清涼飲料水・酒類・有機及び無機化学製品・燃料・衣料品・日用品雑貨・化粧品</u> の国内販売及び輸出入業務 |
| 43. 前各号に付帯関連する一切の業務                                         | 44. 前各号に付帯関連する一切の業務                                                                                                         |

**第3号議案** 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件  
会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また本議案については、第1号議案の株式併合の件が承認可決されることを条件といたします。

今回発行する新株予約権の内容は、次のとおりであります。

**I. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由**

当社グループは従来、「トータルライフケア・サービス（生活総合支援企業）」を標榜し事業を行ってまいりましたが、上場後2期連続の最終赤字を計上するに至った現状において、事業構造の大幅な改革を行う必要があると判断いたしました。

そのため、従前より、既存のビジネスとの相乗効果も期待できるとして検討してまいりましたが、不動産の開発事業へ本格的に参入する予定でございます。

しかしながら本事業の初期投資に必要となる費用は、当社の時価総額を大きく上回るものであり、また割当先は当該資金が新規ビジネスに投入されることによる事業リスクも負うことになるため、通常の価額の発行では引き受け手を探すのが困難な状況であります。

そこで、割当先に対して、特に有利な条件をもって、割当を行うことといたしました。

EASTERN ALLIANCE ENTERPRISES LTDは、投資業を目的とする会社であります。当社といたしましては、必要資金の調達を達成しつつ、資本提携をして株式を長期で投資保有し、安定大株主として協力をいただくため、かつ当社の不動産の開発事業への参入による利益の拡大を図っていくことに対し深い理解をもつ投資家として資本参加していただくため、今回特に有利な条件で発行を行うものであります。

株式会社バリュー・アップは、不動産の開発、活用に関するコンサルタントを目的とする会社であります。当社といたしましては、必要資金の調達を達成しつつ、当社が推進する不動産の開発事業に関して同社よりアドバイス・協力をいただき、資金面のみならず事業面でも提携を図っていくため、今回特に有利な条件で発行を行うものであります。

## II. 新株予約権の要領

1. 新株予約権の名称 株式会社アライヴ コミュニティ第5回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、300,000株（本新株予約権1個あたりの目的である当社普通株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当初100株）とする。ただし、本項第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(3) ① 当社が第10項の規定にしたがって行使価額（第9項第(2)号に定義される。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式によって調整される。ただし、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

② 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

③ 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその理由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 3. 本新株予約権の総数      | 3,000個           |
| 4. 各本新株予約権の払込金額   | 本新株予約権1個あたり金100円 |
| 5. 本新株予約権の払込金額の総額 | 300,000円         |
| 6. 申込期日           | 平成19年8月31日       |

7. 割当日及び払込期日 平成19年9月3日

8. 募集の方法及び割当先

第三者割当の方法により、800個をEASTERN ALLIANCE ENTERPRISES LTDに、2,200個を株式会社バリュー・アップにそれぞれ割り当てる。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に行使請求にかかる割当株式数を乗じた額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切上げる。）とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、当初20,000円とする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日の翌日以降、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

ただし、平成19年7月10日の当社取締役会決議に基づき株主割当による新株予約権発行がなされる場合については、行使価額の調整は行わない。

- ② 株式分割又は無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当てについて当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。



- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また無償割当ての場合は効力発生日の翌日）以降、これを適用する。ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切捨てる。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨てる。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社大阪証券取引所（ヘラクレス市場）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切捨てる。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がある場合はその日、基準日（基準日を定めない場合は効力発生日）がない場合は調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
11. 本新株予約権を行使することができる期間  
平成19年10月2日から平成22年10月1日（ただし、第13項に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、取得のための公告がなされた日の1日後）までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
13. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件  
(1) 当社は、当社が吸収合併による消滅並びに株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議し、当該株式交換又は株式移転の効力発生日以前の取締役会において本新株予約権を取得する日を定めた場合、会社法第273条第2項、第3項の規定にしたがって通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を発行価額と同額で取得することができる。  
(2) 当社は、取締役会が、発行価額と同額で本新株予約権を取得することを決議した場合は、当社取締役会で定める取得日の2ヶ月以上前までに通知又は公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額と同額で取得することができる。一部を取得する場合は、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項の規定にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた金額とする。  
(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の譲渡制限

新株予約権者が、本新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行う場合には当社取締役会の承認を要する。

16. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権者の請求あるときに限り本新株予約権証券を発行する。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

当社は、本新株予約権の諸条件、最近の当社普通株式の株価、当社普通株式の価格変動性（ボラティリティ）等を前提に、割当先であるEASTERN ALLIANCE ENTERPRISES LTD及び株式会社バリュー・アップとの資本・業務提携等により当社が享受する企業価値の増大を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーション又はブラックショールズ・オプション・プライシング・モデル等によらず、金100円を本新株予約権の1個あたりの払込金額とした。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、引き受け手のリスクを考慮して、本新株予約権1個あたり2,000,000円とした。

18. 本新株予約権の行使の方法及び行使請求の効力発生日

- (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第20項に定める行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。
- (2) ① 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、行使しようとする本新株予約権を表示し、その行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印したうえ、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。
- ② 本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第21項に定める払込取扱場所の指定の口座に振込むものとする。
- ③ 行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が本項第(2)号②に定める口座に入金された日又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日に発生する。

19. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後すみやかに株券を交付する。

20. 行使請求受付場所 株式会社アライヴ コミュニティ 人財総務部  
東京都新宿区西新宿七丁目22番36号三井花桐ビル4階

21. 払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 新宿中央支店  
東京都新宿区西新宿一丁目8番1号

22. 剰余金の配当

剰余金の配当（会社法第454条第5項に定められた金銭の分配を含む。）については、当該配当を受領する権利を有する株主を確定させるための基準日以前に本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を、当該基準日において発行済みの他の当社普通株式（当社が保有する当社普通株式を除く。）と同様に取り扱うものとする。

23. その他

- (1) その他本新株予約権発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権の発行については、証券取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

#### 第4号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条並びに同法第361条第1項第1号、第3号又は同法第387条の規定に基づき、当社グループの取締役、監査役及び従業員に対し、ストック・オプションの実施を目的として以下の要領により、特に有利な条件をもって新株予約権を無償で発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社の取締役の報酬限度額は、平成14年2月25日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいておりますが、当該取締役の報酬額とは別枠で、当社取締役6名（第5号議案が承認された場合は8名）に対する報酬等として年額80百万円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行いたします。また、当社の監査役の報酬限度額は、平成16年5月28日開催の臨時株主総会において年額25百万円以内と決議いただいておりますが、当該監査役の報酬額とは別枠で、当社監査役3名に対する報酬等として年額14百万円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行いたします。

また本議案については、第1号議案の株式併合の件が承認可決されることを条件といたします。

今回発行する新株予約権の内容は、次のとおりであります。

#### I. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社グループの取締役及び従業員の、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営に対する意欲や意識を一層高めることを目的として、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

また監査役については、優秀な人員を確保するためであります。

#### II. 新株予約権の要領

1. 新株予約権の名称 株式会社アライヴ コミュニティ第6回新株予約権  
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、3,400株（本新株予約権1個あたりの目的である当社普通株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当初1株）を上限とする。ただし、下記(3)により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てる。

また、当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により対象株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で必要な調整を行う。

3. 本新株予約権の総数  
3,400個を上限とする。
4. 本新株予約権の払込金額  
無償とする。
5. 割当先  
当社グループの取締役、監査役及び従業員
6. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に行使請求にかかる割当株式数を乗じた額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切上げる。）とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）は、当初20,000円とした。

#### 7. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日の翌日以降、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社は、本新株予約権の割当日の翌日以降、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（本新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）若しくは自己株式の処分をする場合又は時価を下回る価額をもって当社普通株式を取得することができる新株予約権又は新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には「交付株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(3) 当社は、本新株予約権の割当日の翌日以降、当社が資本金の減少を行う場合その他の場合において、行使価額の調整が必要又は適切なときには、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

#### 8. 本新株予約権を行使することができる期間

平成22年11月1日より7年以内とする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。



9. その他の本新株予約権の行使の条件
- (1) 本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役、監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合又は当社取締役会がその他正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
  - (2) 本新株予約権の相続はこれを認めない。
  - (3) このほか本新株予約権の行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めに従う。
10. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
- (1) 当社は、新株予約権者が第9項による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
  - (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
11. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- 資本金の増加額は、本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。
12. 本新株予約権の譲渡制限
- 新株予約権者が、本新株予約権の譲渡、質入その他の処分を行う場合には当社取締役会の承認を要する。
13. その他の募集事項
- 当社取締役会の決定に一任する。

第5号議案 取締役2名選任の件

当社が今後取り組みを強化する、建築・不動産事業への監督・執行機能の強化を目的として、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位、担当及び他の法人等の代表状況                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 梅田定男<br>(昭和9年1月3日生)  | 昭和27年3月 株式会社東海銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）入社<br>昭和63年3月 株式会社東海ローンセンター入社<br>平成14年3月 株式会社菱和ライフクリエイト入社<br>平成14年5月 株式会社菱和エステート入社<br>平成15年10月 菱信住宅販売株式会社入社<br>平成15年11月 株式会社東京マンスリー21代表取締役<br>平成17年9月 株式会社スクリット取締役<br>平成18年6月 株式会社菱和エステート代表取締役 | 0株         |
| 2     | 高橋守男<br>(昭和25年6月4日生) | 昭和46年 アトリエ事務所入所<br>昭和54年 株式会社カケヒ・エンタープライズ入社<br>昭和57年 株式会社黒川紀章建築都市設計事務所入社<br>平成10年 同社設計部部長<br>平成19年 株式会社創クリエイティブセンター設立 代表取締役（現任）                                                                                                 | 0株         |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 梅田定男氏、高橋守男氏とも社外取締役候補者であります。
3. 上記2名を社外取締役候補者とした理由  
梅田氏については、当社が不動産業に注力していくにあたって、その管理面の機能を強化できるものと判断したためであります。  
高橋氏については、一級建築士であり、建築・設計関係の実務機能を強化できるものと判断したためであります。
4. 2名の社外取締役候補者につきましては、選任が承認された場合、当社は2名との間で、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

以上

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、この議決権行使サイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。  
【議決権行使サイトURL】 <http://www.e-kosi.jp>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成19年7月30日（月曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使していただきますようお願い申し上げます。
4. 議決権行使書面とインターネットによる方法と二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて、複数回数、又は、パソコンと携帯で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際の通信料金等は、全て株主様のご負担となります。

[インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について]  
議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer ver. 5.5 又は Netscape ver. 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。
- (3) 携帯電話を用いて議決権行使をされる場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

※Microsoft 及びInternet Explorerは、米 Microsoft Corporation の、米国、日本の及びその他の国における登録商標又は商標です。

※Netscapeは、米国及びその他の国における Netscape Communications Corporation社の登録商標です。

**《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》**

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行㈱代理人部 IT総会ヘルプデスク

【専用ダイヤル】 0120-707-743

24時間お受けいたします（土曜・日曜・祝日も受付）

以上



